

# 入札経過及び結果表

入札執行日 令和2年8月26日

担当課名
水道課

工事名	石綿管更新に伴う県道舗装本復旧工事
工事場所	越生町大字 津久根 地内

(単位:円)

応札業者名	予定価格 (税込)	予定価格 (税抜)	入札額(税抜)			備考
			第1回	第2回	第3回	
(株)大村組	10,879,000	9,890,000	9,000,000			
(有)大秀興業			8,100,000			
柿沼土木(株)			10,000,000			
(株)深田土建			7,290,000			落札
(有)原田建設			9,550,000			

備考：入札額に対する消費税及び地方消費税を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

# 入札経過及び結果表

入札執行日

令和2年8月26日

担当課名
水道課

工事名	石綿管更新に伴う配水管・給水管布設替工事
工事場所	越生町大字 津久根 地内

(単位:円)

応札業者名	予定価格 (税込)	予定価格 (税抜)	入札額(税抜)			備考
			第1回	第2回	第3回	
(株)シマダ	8,921,000	8,110,000	8,850,000			
(有)双和設備工業			7,920,000			落札
(有)吉田設備工業			8,050,000			
高橋電気株			9,650,000			
赤沼設備工業株			9,500,000			
(有)厚目設備			8,500,000			

備考：入札額に対する消費税及び地方消費税を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

# 入札経過及び結果表

入札執行日

令和2年8月26日

担当課名
水道課

工事名	漏水調査業務委託
工事場所	越生町全域

(単位:円)

応札業者名	予定価格 (税込)	予定価格 (税抜)	入札額(税抜)			備考
			第1回	第2回	第3回	
(株)日本漏防コンサルタント 関東営業所	3,256,000	2,960,000	2,900,000			
東日本漏水調査(株) 北関東営業所			3,600,000			
(株)日本レックス 埼玉営業所			2,500,000			
(株)サンスイ 北関東支店			3,500,000			
フジ地中情報(株) 東京支店			3,600,000			
カワナベ工業(株) 埼玉営業所			1,700,000			落札

備考：入札額に対する消費税及び地方消費税を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

# 入札経過及び結果表

入札執行日

令和2年8月26日

担当課名
水道課

工事名	芹ヶ沢加圧場災害復旧工事
工事場所	越生町大字 小杉 地内

(単位:円)

応札業者名	予定価格 (税込)	予定価格 (税抜)	入札額 (税抜)			備考
			第1回	第2回	第3回	
(株)ヤマト 埼玉支店				辞退		不調
昱(株) 北関東支店				辞退		
矢澤フェロマイト(株)				辞退		
(株)水機テクノス			辞退			
荏原実業(株) 関東支社			辞退			

備考：入札額に対する消費税及び地方消費税を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

# 入札経過及び結果表

入札執行日

令和2年8月26日

担当課名
産業観光課

工事名	越生町農業集落排水施設維持管理及び水質検査業務委託
工事場所	越生町大字 大満・上谷・小杉・堂山 地内

(単位:円)

応札業者名	予定価格 (税込)	予定価格 (税抜)	入札額(税抜)			備考
			第1回	第2回	第3回	
(株)ヤマト 埼玉支店	23,760,000	21,600,000	20,400,000			落札
(株)第一テクノ 関東支店			25,500,000			
日本環境クリアー(株)			21,900,000			
(株)クリタス			辞退			
伊田テクノス(株)			辞退			

備考：入札額に対する消費税及び地方消費税を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

# 入札経過及び結果表

入札執行日 令和2年8月26日

担当課名
産業観光課

工事名	越生町林道橋梁点検業務委託
工事場所	越生町全域

(単位:円)

応札業者名	予定価格 (税込)	予定価格 (税抜)	入札額(税抜)			備考
			第1回	第2回	第3回	
共和コンサルタント(株)	3,143,800	2,858,000	2,900,000			
(株)橋梁コンサルタント さいたま事務所			2,800,000			
ピーシー技研(株)			2,800,000			
(株)高島テクノロジーセンター 埼玉営業所			2,980,000			
開発虎ノ門コンサルタント(株) 埼玉事務所			2,700,000			落札

備考：入札額に対する消費税及び地方消費税を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。